



北朝霞のまちづくり

—地区計画の手引き—

北朝霞地区の地区計画

●北朝霞地区地区計画（平成3年1月18日告示）

北朝霞地区は、すでに土地区画整理事業の実施によってまちの骨格が整備され、利便性と発展性を備えたまちになりました。

北朝霞地区では、これらの利点をいかした更なる快適なまちの発展を目指し、JR武蔵野線北朝霞駅と東武東上線朝霞台駅周辺の約26.5haの地区について、地区計画を定めました。

●北朝霞地区地区計画の目標と方針

●地区計画の目標

北朝霞地区は、交通の利便性とまちの骨格ができた発展性のあるまちとして、朝霞市の中でも特に発展が期待されている地区です。

そこで、現在、地区のもっている利点をいかし、よりまちが発展するよう、「合理的な土地利用の実現」と「健全な市街地環境の形成・保持」を地区計画の目標としています。

●土地利用の方針

地区内を「駅前地区（商業地域）」と「周辺地区（近隣商業地域）」の2つに分け、それぞれについて次のような方針を設定しました。

・駅前地区（商業地域）

朝霞市の玄関口にふさわしい、格調高い商業・業務地としての土地利用とする。

・周辺地区（近隣商業地域）

住宅と商業が調和した利便性の高いまちを目指し、健全な住宅と商業の複合地としての土地利用を図る。

●地区施設、建築物等の整備方針

駅前地区、周辺地区のそれぞれにふさわしい安全で快適なまちを目指し、建物の用途、敷地面積、壁面の位置、かき・さくなどについての制限を加えます。



